

別紙

諮問第1762号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が、令和〇年〇月〇日付で東京都住宅政策本部〇〇宛てで提出した報告書、及び〇〇が、令和〇年〇月〇日付で、前記同様宛てで提出した通報書によりされた各公益通報（以下「本件公益通報」という。）に関する以下の文書、①本件公益通報にもとづく調査のため収集した資料一切、②本件公益通報にもとづく調査のため関係者に実施した事情聴取を録音した録音媒体、聴取内容を記録したメモ等文書の一切、③調査をふまえて結果を下すにあたり担当部署で行った会議の議事録、決裁文書等判断に至る経緯が分かる文書一切。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年10月10日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条1号及び2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年4月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年7月9日に実施機関から理由説明書を、同年10月18日に審査請求

人から意見書を収受し、令和7年1月23日（第254回第一部会）及び同年2月26日（第255回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公益通報者保護法12条の定めについて

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）12条では「公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めている。

イ 実施機関における外部の労働者等からの通報等への対応手続について

実施機関においては、法に係る外部の労働者等からの公益通報等を適切に取り扱うため、「住宅政策本部における外部の労働者等からの通報等への対応手続に関する要綱」（令和5年3月10日付4住住総第1009号）により、これらの通報等への対応手続に関する事項を定め、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進している。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

（ア）本件開示請求の取扱いについて

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、開示請求者である審査請求人本人や審査請求人本人とは別の者が実施機関に対し行った公益通報に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）について、情報公開制度に基づいて開示を求めるものであった。

審査請求人は、通報者である審査請求人本人のみならず審査請求人本人とは別の者も情報公開について同意し、プライバシー権を放棄している以上、不開示とする理由がない旨主張する。

これについて、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月

20日11政都情第366号)第7条第2号関係第2、3では、個人情報に対する本人開示の取扱いについて、「本号は、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めていることから、本件開示請求については、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

(イ) 本件請求文書の存否に関する情報の条例7条1号及び2号該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることにより、公益通報を行った個人の情報が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、本件請求文書の存否に関する情報(以下「存否情報」という。)は条例7条2号に規定する不開示情報に該当する旨説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求は特定の個人が行った公益通報に関する文書の開示を求めるものであるところ、本件請求文書の存否を答えることにより、特定の個人が公益通報を行ったか否かの事実が明らかになると認められ、存否情報は条例7条2号本文に該当する。

また、特定個人が公益通報を行ったか否かの事実は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、存否情報は同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

次に、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにすることは、法12条の規定に反する行為であり、条例7条1号に該当し、公にすることができない旨説明するので、この点について検討するに、法12条は、法11条に基づく公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者に対して守秘義務を課すものであって、事業者が公益通報対応業務従事者として定めた者に対する規定であることから、同条をもって条例7条1号に該当するとの実施機関の主張には理由がないものと認められる。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条1号に該当する不開示情報を開示することになるとは認められないものの、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるので、条例10条の規定

により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環